

第 1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成 29 年 2 月 13 日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成 13 年徳島県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「あいさい広場の上の山のはんしつしている土砂小松島市道の公道（しによしより場）よごしているどのように指導したかわかる文書」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 29 年 2 月 24 日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成 29 年 3 年 16 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和 6 年 3 月 19 日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には、「公道をよごしてもってあるため」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には、「公文書を業者にださないためゆってもきかない」と記載されている。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、審査請求人の主張要旨及び本件処分の理

由は、次のとおりである。

1 審査請求人の主張要旨

本件請求に係る文書が不存在であるということから、業者指導をしていないか、放置している可能性がある。

2 本件処分の理由

審査請求人の主張する公道の汚れについては、県が発注した工事によるものではない。したがって、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得もしていない。

以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年3月19日	諮問
同 年 4 月 2 3 日 第1部会（第10回）	審議
同 年 5 月 2 8 日 第1部会（第11回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、小松島市所在のあいさい広場の工事で排出される土砂の搬出により、市道が汚れているのに対し、指導したか分かる公文書が存在する旨主張していることから、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、審査請求人の主張する土砂の運搬については、県が発注した工事によるものではないため、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得していないとのことである。

審査請求人は、県が業者に指導した文書がある旨主張している。一般に、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用する時は、路面を汚損することのないよう、発注者が工事請負者を通じて指導することとされている。当該工事の発注者は県ではないことから、業者への指導については、県ではなく発注者が行うものと考えられる。

また、小松島市道について、県は道路管理者ではないことから、道路管理者として指導監督する立場にはない。

以上のことから、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	